ガス事業の民営化先行事例とその手法　　**資料５**

１　業務運営委託方式

ガス供給施設の管理運転業務等を民間企業に委託。

事業運営に関する重要な事項は、公営事業者が決定。

【事例なし】

２　フランチャイズ方式

公共サービスの営業権(フランチャイズ)を民間企業に付与。

サービスの水準、品質などは、フランチャイズ契約に定める。

「上下分離」が可能な場合、インフラ部門は公的所有のまま。

【事例なし】

３　株式会社化方式

株式会社を新たに設立し、当該会社が事業を承継する方式。

出資者は、地方公共団体（民間事業者等が加わることも可)。

【事例なし】

４　事業譲渡方式

地方公共団体が事業を民間企業に売却する方式。

資産のほか債権、債務も譲渡することがある。

【事業譲渡方式による先行事例】（１５年度以降）

１５年度	１６年度	１７年度	１８年度
佐賀市　【佐賀県】	小須戸町【現新潟市】【新潟県】	長野県	北見市　【北海道】
新潟市　【新潟県】	白根市　【現新潟市】【新潟県】	燕市　【新潟県】	四街道市　【千葉県】
	西川町　【現新潟市】【新潟県】	吉田町　【現新潟市】【新潟県】	武生市　【現越前市】【福井県】
	城崎町　【現豊岡市】【兵庫県】	分水町　【現燕市】【新潟県】	
	篠山市　【兵庫県】		

強 ↕ 弱　行政関与の度合い

ガス事業便覧より

（秋田県内）

平成１３年４月１日譲渡　　秋田市(東部ガスへ)

平成１４年１０月１日譲渡　能代市（のしろエネルギーサービスへ）

※民営化の手法は、「公営ガス事業の民営化手法研究会報告書」（Ｈ１４．４総務省公表）に従った。